

第1章 計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

(1) 計画策定の背景

日本の将来の高齢者人口は、団塊の世代（昭和22年～24年生まれ）が65歳以上になる平成27（2015）年には3,395万人、75歳以上になる平成37（2025）年には3,657万人に達し、約3人に1人が65歳以上という状況が見込まれています（「日本の将来推計人口」[平成24年1月推計]）。

また、高齢者人口に占める一人暮らし高齢者の割合が、平成37（2025）年で男性14.6%、女性22.6%と見込まれ（日本の世帯数の将来推計[平成25年1月推計]）、認知症高齢者数も、国で算出した将来推計では平成27（2015）年で345万人（65歳以上人口の10.2%）、平成37（2025）年で470万人（65歳以上人口の12.8%）に達するなど、人口構造一つをみても、この10年間で様々な面から大きく変化すると考えられます。

高齢者の介護を社会全体で支える介護保険制度が平成12年にスタートし、平成18年4月から、平成27年に団塊の世代が高齢者となることを見据え、高齢者福祉の充実と介護保険制度の持続可能性を確保することができるよう、また、顕在化する新たな課題に対応するよう、新たな介護保険法がスタートしました。そして、平成26年度末をひとつの目標時期として「地域包括ケアシステム」構築のための取組を進めてきました。

しかし、今後10年間で大きく人口構造が変化することが見込まれる中で、介護や医療の需要はますます増加し、高齢者の生活における様々な場面を適切に支える仕組みを構築する必要性は増しています。また、高齢者も一方的に支えられる存在ではなく、自らの能力を生かしながら、できる限り自立した生活を送る必要があります。

このような背景を踏まえ、本計画は、今後3年間の高齢者福祉施策及び介護保険事業について取り組むべき事項を定めたものです。

『小美玉市高齢者福祉計画・第5期介護保険事業計画』の内容やその課題を検討した上で、地域包括ケアシステム構築のための方向性を継承しつつ、団塊の世代が75歳を迎える平成37年（2025年）に向け、本市の将来を見据えた中長期的な高齢者施策の展開を図ります。

(2) 新たな法制度の動き

国では、平成25（2013）年12月に、受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るため、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」（社会保障制度改革プログラム法）を成立させ、社会保障制度改革の全体像やその方向性、進め方などを明示しました。

この法律では、自助、共助及び公助の適切な組み合わせという考えのもと、少子化対策、医療制度、介護保険制度、公的年金制度の分野別方向性が示されました。そして、社会保障制度改革プログラム法の措置として、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（地域医療・介護総合確保推進法）が平成26（2014）年6月に成立し、医療・介護のあり方を一体的に見直す動きが本格化しました。

まず、介護保険制度に関しては、「地域包括ケアシステムの構築」と「費用負担の公平化」の2つが大きな柱として示されました。これらの実現に向けて、在宅医療・介護連携や認知症施策など、地域支援事業の充実、全国一律の予防給付（訪問介護・通所介護）を市区町村が実施する地域支援事業に移行するとともに、サービス提供主体も多様化すること、特別養護老人ホームの中重度者を支える施設としての機能の重点化、低所得者の保険料の軽減割合の拡充、保険料上昇をできる限り抑えるための所得や資産のある人の利用者負担を見直すこととなります。

次に、医療面では、医療機関への都道府県の権限が強化（地域医療構想の策定）され、医師確保を支援する地域医療支援センターの機能も位置づけられるなど、これまで以上に踏み込んだ内容が示されています。また、それに先立って4月に実施された診療報酬改定でも、在宅医療の推進を踏まえた「地域包括ケア病棟入院料」などが新設されており、医療と介護の連携に向けた動きが広まりつつあります。

2 計画の性格等

(1) 法的根拠

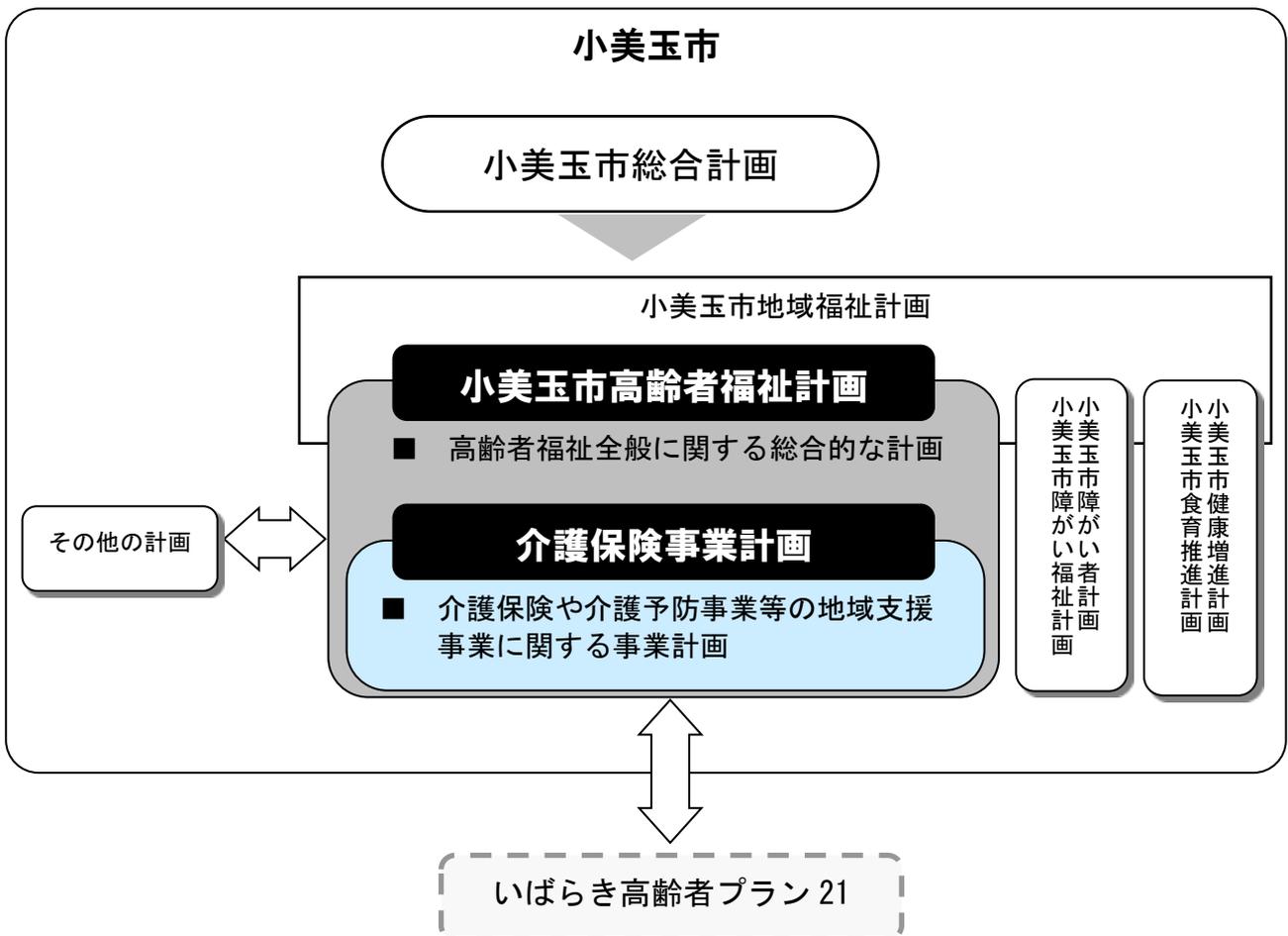
本計画は、老人福祉法第20条の8第1項に基づく「市町村老人福祉計画」及び介護保険法第117条第1項に基づく「市町村介護保険事業計画」を一体のものとして策定したものです。

(2) 本計画の位置づけ

本計画は、市の高齢者福祉に関する総合的計画として、市の特性を踏まえるとともに、上位計画である「小美玉市総合計画」と整合・調和した計画です。

また、地域福祉計画、障がい者計画及び健康増進計画をはじめとする、医療または福祉の関連計画を踏まえたものとします。

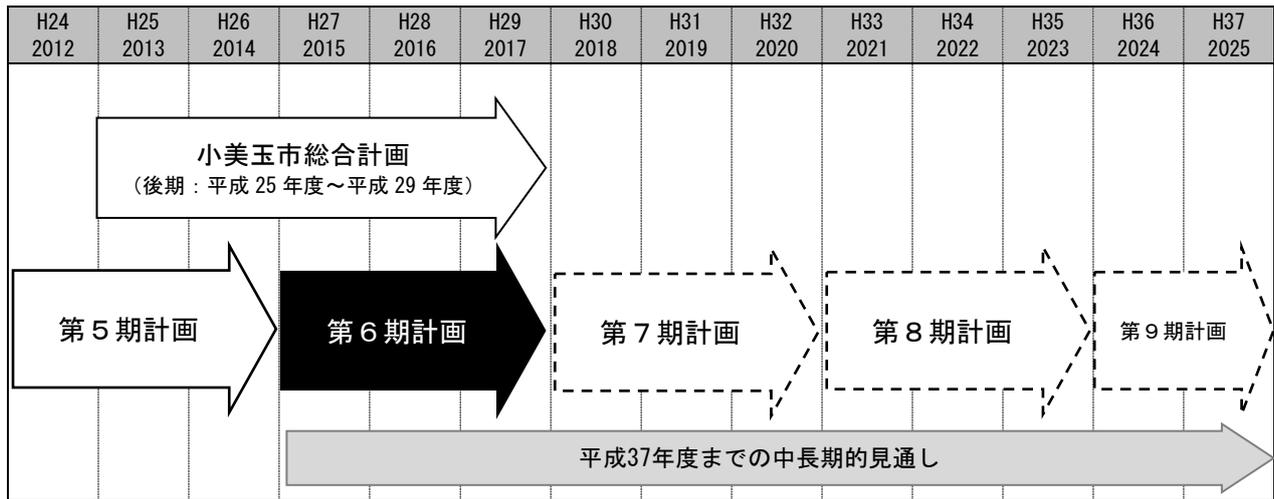
さらに、茨城県高齢者福祉計画・茨城県介護保険事業支援計画「いばらき高齢者プラン21」とも整合を図ります。



3 計画の期間

本計画の期間は、介護保険法の規定に基づき、平成27年度から平成29年度までの3か年です。

ただし、「団塊の世代」が75歳以上となる平成37(2025)年までの中長期的な視点に立つて、本計画期間内の各種施策の方針を定めることとします。



4 計画の策定体制

(1) 策定委員会の設置

本計画の策定に当たっては、利用者の実態に応じた計画を策定するために、被保険者の代表、市民団体等の代表、高齢者の保健・医療及び福祉関連の実務経験者など各層の関係者の参画による「小美玉市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会」によって、継続的な審議・検討を行いました。

(2) 行政内部の連携体制

介護福祉課を中心に、庁内の関係課の各担当部門との連携を図り、計画策定委員会との連携・調整を行いました。

(3) 小美玉市日常生活圏域ニーズ調査の実施

市民の日常生活の実態や状態像、今後の意向を把握し、計画策定の基礎資料を得ることを目的に、平成26年1月24日～平成26年2月7日を調査期間とした、「小美玉市日常生活圏域ニーズ調査」を実施しました。

(4) パブリックコメントの実施

※パブリックコメントの実施後に記載予定